

令和2年2月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和2年2月総会議事録

1 日 時 令和2年2月14日（金） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (5件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第3号 農地転用の事業計画の変更について (1件)
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権6件・農地中間管理事業に係る利用権22件)
- 第5号 農地の権利取得後における下限面積（別段の面積）の設定について (1件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約） (13件)
- 3 その他
 - ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について (1件)
 - ・長門市農業委員会 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について
(募集期間 2月3日から3月3日まで)
 - ・次回総会 3月13日（金） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 3月6日（金） 予定
 - ・農地利用最適化推進地区別会議
 - 三隅地区 2月25日（火） 午前10時から 三隅支所
 - 長門地区 2月25日（火） 午後2時から 市役所4階会議室
 - 油谷地区 2月27日（木） 午前10時から ラポールゆや
 - 日置地区 2月27日（木） 午後2時から 日置農村環境改善センター

4 出席委員（15人：議席順）

2 番 林 一志	3 番 大田 寛治	6 番 松田 晴久
7 番 大田 裕美	9 番 安村 清美	10 番 大野 耕作
11 番 末永 恵子	12 番 藤川 久志	13 番 中野千恵子
14 番 藤田 保明	15 番 山近 洋祐	16 番 福光 達男
17 番 野中 保志	18 番 松田 昭洋（会長職務代理者）	
19 番 脇坂 泰行（会長）		

5 欠席委員（3人）

1 番 元永 博次	5 番 大汐 光晴	8 番 木村 正雄
-----------	-----------	-----------

6 関係人

農林課一市一農場推進室 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長補佐	梅本 武利
書 記	坂倉 幸三

8 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和2年2月の総会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案5件、報告事項3件でございます。

慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。

引き続き、1月の総会以降に出席をした行事等について、簡単に御報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和2年2月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は18名、本日の出席委員は15名、欠席委員は3名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

10番、大野委員、11番、末永委員、よろしくお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

1番から順次審議をいたします。事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

議案の説明に入る前に、御手元に追加議案の第2号番号2「農地の一時転用について」及び第5号「農地の権利取得後における下限面積、別断面積の設定について」の資料をお配りしております。内容につきましては後程説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入ります。1ページを御覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年2月14日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号1です。

土地の所在、大字日置下字西萩尾、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は284㎡。

譲受人は、日置下▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、日置中▲▲▲▲番地、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人が、譲渡人からの申し出があり、申請地が自作地と隣接し一体的な管理ができることから、これに応じることとしたもの。譲渡人が、高齢のため管理が困難なことから、担い手の譲受人に譲り渡すこととしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 2 ページを御覧ください。J R 山陰本線長門古市駅から南西へ約 1.8 k m に位置する農地です。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、御説明いたします。「農地法審査基準」1 ページを御覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の 17 番、野中委員、補足説明、御意見がありましたら、お願いいたします。

17 番

17 番、野中です。

2 月 6 日に、脇坂会長、事務局、木村推進委員とで現地調査を行いました。

申請のあった農地は、所有者の方が、果樹園として耕作されておりましたが、高齢のため管理が困難となり、この地区の担い手でもあります●●さんに譲渡し、管理してほしいとの申し出があり、この農地が自作地と隣接し一体的な管理ができることから、これに応じることとしたものです。

●●さんは、農事組合法人●●●●の代表者でもあり、今後の管理にも問題ないと考えております。

慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、御意見はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。 2 番、お願いします。
事務局長 補佐	番号 2 です。 土地の所在、大字仙崎字三百田、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 2,467 m²。ほか 2 筆、全体面積は 4,941 m²。 譲受人は、仙崎▲▲▲▲番地、●●●●さん。 譲渡人は、萩市西田町▲▲番地▲、相続財産管理人、●●●●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人が、経営規模拡大をしたいため。譲渡人が、相続財産換価業務遂行のためです。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページを御覧ください。長門市役所仙崎出張所から北西へ約 2.6 k m に位置する農地です。 農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、御説明いたします。「農地法審査基準」1 ページを御覧ください。 第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。 第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。 第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。 第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。 第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作

業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の13番、中野委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

13番

補足説明として、2月6日に脇坂会長、事務局3名と深水推進委員と現地確認をしてきました。

譲渡人の●●●さんは、相続財産管理人であり、申立てをされた●●●●さんは、亡くなられた●●●●さんの息子のお嫁さんであり、相続放棄され、宇部市に住んでいて管理をされておられません。

今は、法人●●水利組合によって保全管理をされている状態です。

譲受人の●●●●さんは、水利組合、営農組合にも加入されており、経営規模を拡大したいために農地を取得したいということです。

売買契約もきちんとされており、この権利移動の許可を受けたいので、皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

3番、お願いします。

事務局長
補佐

2ページを御覧ください。

番号3。

土地の所在、大字三隅中字後和田、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は1,028㎡。ほか4筆、全体面積は8,232㎡。

譲受人は、三隅中▲▲▲▲番地、株式会社●●●●●●●●。

譲渡人は、三隅中▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人が、以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人から申し出があったので、これに応じることとしたもの。譲渡人が、高齢のため耕作が困難となり、譲り渡すこととしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び8 ページを御覧ください。JR 山陰本線長門三隅駅から北へ約 2.5 km に位置する農地です。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、御説明いたします。「農地法審査基準」1 ページを御覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の10番、大野委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

10 番

10番、三隅の大野でございます。

番号3について、補足説明をさせていただきます。

説明がありましたとおり、2月6日に会長、事務局とで現地確認を行いました。

場所につきましては、8ページの位置図で、三隅の小島という地域の半島でございます。位置図の上が仙崎湾で、右側が通地区と言いますが、あの方の海に面したところでございます。

申請地につきましては、いずれも全部、畑地でございますが、これは夏

みかん畑でございます。全部、夏みかんが植えてありましたが、この何年かは手入れがなされておらずに、荒れた状態でございます。

譲受人の株式会社●●●●●●●は、長門市役所三隅支所の隣に事務所がございます。

農福連携の組織でございまして、現在、生産牛 11 頭を飼育されて仔牛の生産に励んでおられます。とともに、畑、田んぼをお借りして、野菜を作っておられます。主に、水田放牧が主体でございまして、全体で 5 丁 8 反をこの会社が持っておられますが、5 丁 3 反が借地という状況でございます。

この地域全体が夏みかんの山でございまして、まだ熱心に作っていらっしゃる方がおられますけれども、ほとんどが荒れた状態です。

この株式会社●●●●●●●は、生産牛と、もう一つ蜂蜜による養蜂の経営をやりたいということで、この畑も夏みかんを植えなおして養蜂をやるということのようでございます。

周囲が夏みかん畑でございますので、ここで養蜂をされますと、周囲の夏みかん畑から自然に蜂が蜜をとってくるんじゃないかと思っております。

譲渡人の方は書いてありますように、高齢のためにずっと荒らしておったということでございます。

各委員さんの慎重審議、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

4 番、お願いします。

事務局長
補佐

番号 4 です。

土地の所在、大字三隅下字殿村中新開、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,296 m²。

譲受人は、三隅下▲▲▲▲番地▲、●●●さん。

譲渡人は、三隅中▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人が、当該地で耕作経験があり、知人である譲渡人から譲渡の申し出があり、経営規模拡大が図れるため、これに応じることとしたもの。譲渡人が、高齢のため、耕作が困難となり、農業後継者もいないことから、譲渡を希望していたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び12 ページを御覧ください。JR山陰本線長門三隅駅から北西へ約1.5 kmに位置する農地です。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、御説明いたします。「農地法審査基準」1 ページを御覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の5,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の7番、大田委員、補足説明、御意見がありましたら、お願いいたします。

7 番

7番、大田です。

2月6日に、脇坂会長、事務局、宮本推進委員さんと現地確認に行っていました。

現地は、●●小学校より北に100mの場所にあり、新たに取得する農地につきましては、主に蓮の栽培をされる予定で、経営規模拡大及び作業効率の向上が図れ、隣接する農地への影響もなく、問題はないと考えられます。

慎重審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、御意見はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。 5 番、お願いします。
事務局長 補佐	3 ページを御覧ください 番号 5 です。 土地の所在、大字三隅下字殿村南新開、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、 現況ともに田、面積は 1,811 m²。 譲受人は、先程、番号 4 でも説明しました、三隅下▲▲▲▲番地▲、● ●●さん。 譲渡人は、宇部市松山町▲丁目▲番▲▲号、●●●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人が、この度 申請地に隣接する農地を取得することとなり、譲渡人から譲渡の申し出が あったので、経営規模拡大及び作業効率向上を考え、これに応じることと したもの。譲渡人が、市外に居住しており、農業にも携わっておらず、所 有農地の維持管理が困難なことから、譲渡を希望していたものです。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 14 ページ を御覧ください。J R 山陰本線長門三隅駅から北西へ約 1.5 k m に位置する 農地です。 農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について ですが、番号 4 と譲受人が一緒ということでございますので、割愛させて いただきます。 以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	引き続いて、当地区の担当の 7 番、大田委員、補足説明、御意見があり ましたら、お願いいたします。
7 番	7 番、大田です。

この農地も番号 4 の農地と同様で、隣接され、問題はないと考えられます。

慎重審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

引き続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

1 番から順次審議をいたします。事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

4 ページを御覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 2 年 2 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号 1 です。

土地の所在、大字仙崎字大泊、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 999 m²。権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、仙崎▲▲▲▲番地▲、●●自治会。

譲渡人は、仙崎▲▲▲▲番地、●●●●さん。

転用の目的は、駐車場 28 台分です。理由としまして、譲受人が、多目的研修集会所の駐車場が無く、地域行事がある時等に路上駐車が発生しており、自治会内及び周辺自治会の住民に影響を及ぼしているため、早急に駐車場の確保が必要となったため。譲渡人が、耕作が困難であり、現在耕作をしていない状態であったことから売買に応じることとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 16 ページを御覧ください。長門市役所仙崎出張所から北へ約 1.7 km に位置する農地です。また、17 ページには公図、18 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第2種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から2年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、当地区の担当の13番、中野委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

13番

13番の中野です。

この件に関しまして、補足説明として2月6日に協坂会長と事務局と深水推進委員さんとで現地を視察しました。

この地区と申しますか、農振地域であったんですけれども、昨年、農振地域から外れて、●●自治区からも集会所として駐車場が無かったので駐車場を作りたいということで、現在、ダム工事をされており、そこから残土が出るということで、譲渡人の●●さんが遊休農地、休耕田で、耕作されていない土地であったので、駐車場にしても良いと売買に応じられました。

面積も1,000㎡以下で、28台分のスペースがあればよいということなんですけれども、●●自治区としても、このくらいのスペースで十分ということで、田んぼ、位置図を見ていただけたら分かるんですけれども、こういう形になって奥側を農地として残すために道筋をつけております。

土砂の流出、雨水なども農業用排水路が完備されており、生活排水もないということで、この農地を駐車場にするにあたって、全額、資金を●●自治区で出すということになり、通帳等、添付されているのですが、●●自治区会全員の賛成が欲しかったのですが、御一人、猛烈に反対されていて、その方は●●の自治区の予算を使うということもあり、反対をされているんですけども、この方が何か問題を起こされた時は自治区内で問題を解決するという一文がございまして、大丈夫だということです。

やはりこの●●集会所に駐車場を必要として、葬儀などもされることもあり駐車場が周辺になかったので、この駐車場の必要性を感じております。

他に場所をあたったのですが、その前後と申しますか、耕作されている田もありますが、その方も許可を得ており、ここを駐車場にすることを許可されているので、皆様の慎重審議をよろしく、お願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
続いて、本日お配りしました追加議案について、お願いします。

事務局長
補佐

追加議案になります。
番号2です。

土地の所在、大字三隅下字志道田、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、雑種地、現況は田、面積は1,301㎡。権利の種類は賃借権の設定です。

借受人は、東深川▲▲▲▲番地▲、長門市長●●●●。

貸付人は、三隅下▲▲▲▲番地▲、●●●●さんです。

転用の目的は、市道改良工事に伴う資材置場及び作業車の駐車場です。
理由としまして、借受人が、市道志道田線改良工事に伴い資材置場及び作業車の駐車場が必要なため、一時的に利用するために許可後から令和2年10月31日までの一時転用を行うもの。貸付人が、借受人の要望に応じることとしたものです。

申請地につきましては、御手元にお配りしています追加議案「議案位置図等添付資料」1 ページを御覧ください。J R 山陰本線長門三隅駅から北西へ約 1.4 k m に位置する農地です。

また、2 ページには公図、3 ページには土地利用計画図を添付しております。

農地転用の許可基準についてですが、申請地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれも該当しない農地で「該当条文なし」の第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。併せて、申請者からは目的終了後、原状回復する旨の誓約書が提出されております。

なお、この案件につきましては、登記簿地目が雑種地であったことから現況地目が農地と気づかず、令和元年 10 月末頃から資材置場等として利用されており、無断転用の案件となりますことから、工事担当課より今後、現況地目の確認を徹底し、農地法を順守する旨の始末書が提出されております。

以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ここの担当委員は、7 番、大田委員ですが、この件は大野委員から御指摘がありましたので、10 番、大野委員から説明をお願いいたします。

10 番

10 番、三隅の大野でございます。

只今、事務局の方から詳しく説明がありましたが、位置図で見ていただきたいと思いますが、場所につきましては、1 ページの申請地と書いてあるところが、先程、大田委員さんの方から説明がありました、農地の取得された場所です。

それから、線で囲ったところが今回の申請地です。そして右側が道路を挟んで●●小学校がある場所ですが、この場所は次の 2 ページにありますように、道路が拡幅されることによりまして、上の方が●●●●の埋立地でございます、現在、ほとんど埋まりつつあります。これが旧国道、今は県道になっておりますが、これに拡幅する工事をするということで、この田んぼが工事が始まったと同時にこの田が埋められて資材置場なり駐車場になった流れがございます。

それでこの度、現地確認の時に会長、事務局さんにお話をして、それでは市の方に確認しようということで、確認した結果、ただ今発表があった形で、現在、埋立てて資材置場と駐車場で使われております。

工事が終わったら、元に戻すということでございます。

皆様方の慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

参考までに、雑種地ということでございますが、農地となっておりますので、完全に耕作地と農業委員会は判断をし、追加の手続きを取ったという実情でございます。

他に質問、御意見もなければ、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農地転用の事業計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

5 ページを御覧ください。

議案第 3 号、農地転用の事業計画の変更について、農地法施行細則第 6 条の規定により、下記事業計画変更承認の申請があったので意見を求める。

令和 2 年 2 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

令和元年 9 月の総会でお諮りした案件で、令和元年 10 月 4 日付けで許可しております。

申請人は、同じく●●●●さん。

変更の区分は、目的の変更となります。当初は、駐車場 7 台分と H 鋼 10 m が 30 本、H 鋼 12m が 20 本、角材 10m が 20 本、角材 12m が 20 本の資材置場でしたが、事業拡大を展開していくうえで、計画を見直したところ、資材置場が必要となったため、駐車場 7 台分を利用予定としていましたところを、H 鋼 12m が 20 本分の資材置場として利用したい旨の事業計画変更承認の申請となります。

変更後の土地利用計画図につきましては、「議案位置図等添付資料」21 ページを御覧ください。

また、22 ページには当初の土地利用計画図を添付しております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の 18 番、松田委員、補足説明、御意見があり

ましたら、お願いいたします。

18番 今、事務局からの説明がありましたとおりでございます。
慎重審議の程を、よろしくお願いをいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、計画変更に承認される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件、計画変更は、承認することに決定
をいたします。

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用
集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

6ページを御覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承
認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集
積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和2年2月14日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

2月28日の公告となります。従来からの利用権設定と中間管理事業にか
かる利用権設定の2つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1件4筆の6,902㎡。油谷地区が、4件13
筆の18,667㎡。計が、5件17筆の25,569㎡。

使用貸借が、油谷地区のみで、1件2筆の3,711㎡。

合計しますと、長門地区が、1件4筆の6,902㎡。油谷地区が5件15筆
の22,378㎡。全体で、6件19筆の29,280㎡の設定面積となります。詳細
につきましては、7ページを御覧ください。

次に、8ページからの中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1件4筆の6,283㎡。日置地区が8件23筆

の 35,425 m²。油谷地区が、7 件 21 筆の 48,934 m²。計が、16 件 48 筆の 90,642 m²。

使用貸借が、三隅地区が、4 件 4 筆の 6,468 m²。油谷地区が、2 件 4 筆の 3,518 m²。計が、6 件 8 筆の 9,986 m²。

合計しますと、三隅地区が、5 件 8 筆の 12,751 m²。日置地区が、8 件 23 筆の 35,425 m²。油谷地区が、9 件 25 筆の 52,452 m²。全体で、22 件 56 筆の 100,628 m²の設定面積となります。詳細につきましては、9 ページから 12 ページを御覧ください。

農業経営基盤促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明があれば、農林課一市一農場推進室栗畑主査からお願いいたします。

農林課
一市一農場
推進室主査

一市一農場の栗畑です。

補足説明をいたします。

中間管理事業に係る利用権設定の 10 ページを御覧ください。

16 番の●●さんですが、単価のところを見ていただくと、12,500 円と、ちょっと高額な単価となっております。

この件については、耕作者の●●さんの方から依頼がありまして、この 2 筆で 5,000 円で契約したいということで、私の方は 2 筆あるということで単純に半分に 2,500 円ずつというふうな金額を入力したところ、単価計算をすると、耕作面積が 200 m²ということで、単価が 12,500 円と、高額になってしまったところです。

この件については、あまりにも高額かなと思いますので、また検討して変更するかもしれません。

申し訳ございません。

続いて、先月の利用権について御説明したいと思います。

一枚紙の右上の方に令和 2 年 1 月 31 日公告用というような紙があると思います。

先月、木村委員さんからの御指摘で反 5,000 円又は全部での部分で計算等が合わないという御指摘をいただき、日置支所に確認しました。

確認したところ、これは、反 5,000 円で契約するものと、8 番については耕作面積で計算したため 3,335 円になる。10 番については単純に計算間違いとなります。

これは、契約書に書かれている部分をそのまま入力したということで、このようなものになったものであります。

日置支所と確認して、分からなくなるので、又は全部でからについては削除したいと思います。

すいません、訂正の方をよろしくお願いできたらと思います。

この件について各担当者に、今後はこういうことはないように、反当たり又は全部でのどちらか一つにするように、入力をして下さいというふうなお願いをしておきました。

以後、気を付けたいと思います。補足説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、御意見などございますか。

(補足説明、意見なし)

議 長

本件について質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、承認される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

続きまして、本日、追加しました議案第 5 号、農地の権利取得後における下限面積、別段の面積の設定について、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

追加議案になります。

議案第 5 号、農地の権利取得後における下限面積、別段の面積の設定についてです。

農業委員会の適正な事務実施については、平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積、別段の面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、今年度におきましても下限面積、別段の面積の設定について以下のとおり提案いたします。

令和 2 年 2 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

農地法第3条の権利取得後の面積要件は、通常50アール以上ですが、平成17年の合併以前から油谷向津具上、油谷向津具下、油谷川尻地区については、畜産農家の継承等の観点から特定地区として、県知事の定めによって10アールとされておりました。

平成21年12月の改正農地法の施行に伴い、知事が定めた別段面積10アールが失効するという事で、これの取り扱いについて市長部局等との協議の結果、地域における新規就農の促進等で面積を多く求めることが難しいことや農地の荒廃防止等の観点から、そのまま残すこととなり、平成21年12月3日開催の総会において、平成16年山口県告示第688号で告示された下限面積10アールを大字油谷向津具上、油谷向津具下、油谷川尻地区に引き続き設定することを決定し、平成21年12月15日に告示をしたところです。

その後、下限面積について、毎年見直しを行うこととなっております。

また、農地利用最適化推進地区別会議においても協議したところ、現行どおりとし、下限面積、別段の面積は、油谷向津具上、向津具下、川尻の向津具地区につきましては、現行の10アールの変更は行わないとする。

下限面積の設定理由ですが、農地法施行規則第17条第1項を適用し、これは農地法第3条第2項第5号の下限面積の判断基準ですが、昨年と同様設定区域は、自然的経済条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域で、農業委員会が定めようとする別段の面積は、当該設定区域内において農地の事業に供している者の総数の約4割であるため。さらに新規就農促進、農地の荒廃防止等の観点から、引き続き現行の下限面積、別段の面積とする。として、提案いたします。

以上です、よろしくお願いいたします。

議 長 本件について質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、報告事項に入ります。報告事項1、お願いいたします。

事務局長
補佐

13 ページを御覧ください。

報告事項 1、土地現況証明報告、非農地証明です。

番号 1 です。

現地は、雑種地となっており、令和 2 年 1 月 7 日に会長、大野委員、下瀬推進委員、事務局とで確認し、非農地として証明をしております。

番号 2 です。

現地は、雑種地となっており、令和 2 年 2 月 6 日に会長、大野委員、事務局とで確認し、非農地として証明をしております。

報告事項 1 は、以上です。

議 長

報告事項 1、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2、お願いします。

事務局長
補佐

14 ページを御覧ください。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約です。

番号 1 です。

令和 2 年 1 月 27 日に合意解約をしております。

ほか 12 件の合意解約です。

報告事項 2 は、以上です。

議 長

報告事項 2、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

以上で、報告事項を終わります。

続きまして、その他、お願いします。

事務局長
補佐

その他になります。16 ページを御覧ください。

●●●●株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がありました。

認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用されるため農業委員会への届出で済むことになっています。

土地の所在、大字油谷向津具下字菰池、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は

田、台帳面積 2,928 m²のうち携帯基地局の設置として転用面積 4 m²。

賃貸借権の設定で届出を受けており、令和 2 年 2 月 6 日付けで異議なしの通知を送付しております。

以上です。

議 長 その他、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長 以上で、その他を終わります。
連絡事項、お願いします。

事務局長 その他でございます。

補佐 3 月の定例総会ですが、3 月 13 日、金曜日、午前 9 時 30 分より、この会場で開催いたします。

なお、現地調査につきましては 3 月 6 日、金曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等を御案内いたしますので、御立会をよろしくお願いいたします。

また、申請等の締め切り等の関係で、現地調査等の書類が少しぎりぎりに届く可能性がありますので、今月もそういう形で対応しましたが、月曜日の段階で、お電話をもって該当の委員さんには御連絡したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

続きまして、今、御手元にお配りしてあります農地最適化推進地区別会議の開催についてですが、前回の会議で、今回から順番に午前、午後を入れ替えようということになりまして、三隅地区が、2 月 25 日、火曜日、午前 10 時より三隅支所集団検診室。長門地区が、2 月 25 日、火曜日、午後 2 時より市役所本庁 4 階会議室 1。油谷地区が、2 月 27 日、木曜日、午前 10 時よりラポールゆやコミュニティホール。日置地区が、2 月 27 日、木曜日、午後 2 時より日置農村環境改善センター視聴覚室において開催いたしますので、御出席につきましてよろしくお願い致します。

事務局からは、以上でございます。

主 査 もう一点。

皆様の任期の方が、令和 2 年 7 月 19 日までとなっております。

次期、農業委員さん、推進委員さんの募集を 2 月 3 日から 3 月 3 日までになりまして、既に開始しております。

是非、皆様の推薦届、もしくは応募届の御提出の方をお願いできたらと思います。

もし退任なさるという方がいらっしゃいましたら、是非、後任の調整も
お願いできたらと思います。

応募用紙につきましては、本庁、農業委員会、各支所、出張所に備え付
けてございます。また長門市のホームページからも記入例とともにダウン
ロードができますので、こちらも御覧になっていただけたらと思います。

よろしく、お願いいたします。

議 長

以上で、事務局が予定した議題は終了いたしました。

委員の皆様から、何か質問、御意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

お疲れ様でございました。

終了時間 午前 10 時 33 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年2月14日

長門市農業委員会会長

脇 坂 泰 行



議事録署名委員

大 野 耕 作



議事録署名委員

末 永 恵 子

